



身近な法律豆知識

境界線付近の建築の制限

建物を建てる時、隣接する土地の境界(隣地境界線)から50cm以上の距離を保たなければならないという法律があります。民法234条です。

その法律には「この規定に違反して建築しようとする者があるときは、隣地の所有者はその建築を中止させ、または変更をさせることができる。ただし、建築着手から1年を経過し、またはその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみができる」とも規定されています。

なぜ、このような法律があるのでしょうか。建物同士の間隔が空くことで、防火や日照、風通しなどの面でより良い環境を確保することが目的です。

一方、建築基準法第63条は「防火地域または準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる」と規定。境界からの距離が50cm以下でもかまわなくなっています。

防火地域や準防火地域とは、都市計画法で「市街地における火災の危険を排除するために定める地域」として指定されるエリアです。多くの場合、駅前や建物の密集地、幹線道路沿いなどが指定されています。この法律は、民法234条よりも優先されます。

また「前2条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う」という法律(民法236条)もあります。前2条とは、234条と235条(窓への目隠し設置義務)のことを指します。

いずれの場合でも監督官庁への届け出や隣人と良く話し合って合意を得ることが大前提となるのではないのでしょうか。(S)

確定申告、消費税の申告納付期日が近づいてきました。2月末から3月初めに境港商工会議所で例年通り申告相談会が開催されます。新年度からの青色申告会女性部の活動についてご意見ご希望などをお待ちしています。(I)

青色申告会の元気企業 昭和ロマン漂うたたずまい

辰巳屋商店

今回は、松ヶ枝町の辰巳屋商店さんに登場していただきました。これは降は呼び慣れた、また聞き慣れた辰巳屋さんで進めていきます。辰巳屋さんの歴史は古く、大正時代までさかのぼります。初代の栢木鉄翁さんが煎餅屋さんとして開業しました。現在は名美さんが4代目として



インタビューに応える栢木名美さん

途中、昭和年代には、かの玉栄丸事件により店舗を全焼しましたが、同じ場所再建、店を再開することができました。ちなみに店名の辰巳とは東南(南東)を指し、店が辰巳の方角にあったので辰巳屋にしたとのことでしたが、何を基準にして辰巳の方角としたのかは聞き漏らしましたので、店を訪れた折にでも尋ね

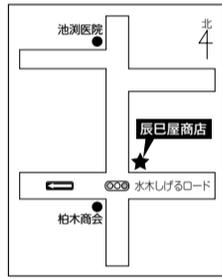
てくださいます。鬼太郎ブームの賑わいに合わせてリニューアル、リフォームする店がたくさんありますが、「ウチはあえてそのまま」と名美さんは、笑っておられました。確かに、辰巳屋さんの外装は昭和レトロ。昭和の香りが漂う心落ち着く雰囲気になっています。特に目を引くのがタバコ販売のために設けられた出窓風の窓口です。今や、喫煙人口の減少により、自動販売機が主流になっていますが、当時はここで、対面の手渡しで対応していました。また店内に入れば、商



品陳列のために置かれた陳列台が目を引きまます。棚と違って酢こんぶ、玉子ポロ、チョコ菓子など、全ての商品を上から目線で一望にできて手に取りやすく、中の商品を見ていると子どもの頃を思い出し、ワクワクしてきました。

【事業所のあらまし】

事業所名 辰巳屋商店
代表者 栢木 名美(かやぎなみ)
所在地 境港市松ヶ枝町8
事業内容 菓子・タバコ・宝くじ販売
定休日 不定休
営業時間 9:00~16:00
TEL 0859-42-2750



去には高額当選も出ています。必ず当たるとは申しませんが、この記事を読まされたアナタ、これを縁として辰巳屋さんで夢を見てみませんか。昭和ロマン漂う辰巳屋置があります。2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年9月30日までは消費税額の8割相当額について、仕入税額控除が認められるというものです。仕入税額控除が認められない残りの2割相当額は、その金額を取引対価の額に含めることとなります。なお、2026(令和8)年10月1日からは、8割控除から5割控除に変わります。2029(令

税務・会計 一口メモ

インボイス制度 免税事業者への対応

2023(令和5)年10月1日に導入された消費税の適格請求書等保存方式(インボイス方式)には、様々な経過措置があります。発行できない免税事業者などからの仕入れについては、次のような経過措

Table with 2 columns: Item, Amount. Example: 消耗品を購入し、55,000円を支払った場合 (本則課税・税抜経理) 消耗品費 51,000 現金預金 55,000 仮払消費税 4,000

置があります。2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年9月30日までは消費税額の8割相当額について、仕入税額控除が認められるというものです。仕入税額控除が認められない残りの2割相当額は、その金額を取引対価の額に含めることとなります。なお、2026(令和8)年10月1日からは、8割控除から5割控除に変わります。2029(令

さん是非一度、お訪ねください。そのたたずまいは、一見の価値ありですよ。(T)

女性部だより

二つの事業を実施

新しい年を迎え、コロナ禍に沈んだ気持ちも一新し、年頭に立てた計画を実行できるよう頭と身体を頑張ろうと思っ

申会女性部が予定していました。レクリエーション事業は、奥出雲可部屋集成館(櫻井家住宅)見学と研修会でした。可部屋集成館見学は、昨年11月3日に実施。櫻井家に伝わる貴重な資料や、昨年テレビドラマで櫻井家が撮影場所となったことから、その撮影シ

お客様企業の繁栄は 私たちの喜び

企業の黒字化、経理業務の効率化をサポートします

経営革新等支援機関 108231000102

税理士法人 松本会計事務所

代表社員 税理士 松本 正福
代表社員 税理士 松本 考史
社員 税理士 田中 大志

境港事務所 〒684-0071 境港市外江町3801
TEL/0859(44)6195(代) FAX/0859(44)6186
E-mail matsumoto-masatomi@tkcnf.or.jp
神戸事務所 〒651-0086 神戸市中央区磯上通八丁目1-1 テクケンビル7階
TEL/078(242)2177 FAX/078(242)2178
E-mail matsumoto-kobe@tkcnf.or.jp



ホームページもご覧ください